報告事項１（周知・報告）

平成28年度１学期（平成28年４月16日以降）における教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

平成28年８月19日

＜参考＞

地方公務員法

（懲戒）

第29条　職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一　この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

平成２８年度１学期における教職員の懲戒処分の状況について

1　報告期間

平成２８年４月１６日～平成２８年８月１９日（前回報告から本日まで）

2　概　要

期間中、９件（１２名）の懲戒処分を行った。

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	1	1	1	1	4
支援学校		1			1
中 学 校		1	1	2	4
小 学 校		1		2	3
合　計	**1**	**4**	**2**	**5**	**１２**

（１）一般服務関係…７件（１０名）

①体罰…２件（３名）

ア　市立中学校　男性教諭（５４歳）『停職１月』

複数の男子生徒に対し、平手で頬を叩く、臀部を蹴る、制服を掴み引っ張る等の体罰を行い、男子生徒二名の荷物を放り投げる不適切な行為をした。

また、同教諭の体罰等が原因で複数の男子部員が部活動を退部し、一人の男子部員に至っては、転校することになった。

さらに、同教諭は、数次にわたり校長から体罰の有無の聞き取りを受けた際、自身の行為態様を正確に報告せず、校長からの聞き取り以降も体罰を行っていた。

＜体罰調査懈怠＞

・　市立中学校　男性校長（５８歳）『戒告』

教諭の体罰等の禁止を徹底できず、さらに、被害生徒から体罰のことを聞いていたにもかかわらず、直ちに事実把握を行わず、新たな体罰を生起させた。

イ　市立中学校　男性教諭（３９歳）『減給１月』

複数の女子生徒に対し、腕や足の一部を痛みが伴う強さで押す、頬を掴んで引っ張る、頬を叩く、箒の柄で頭頂部を叩く体罰を行った。

②卒業式における不起立…１件（１名）

・　府立高等学校　女性教諭（５８歳）『戒告』

平成２７年度卒業式において、教育長及び校長からの職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

③児童生徒への不適切行為…２件（２名）

ア　市立小学校　男性教諭（３２歳）『停職１月』

無断で複数の児童の腰から下の部分をデジタルカメラで撮影した。

イ　府立高等学校　男性教諭（３６歳）『停職６月』

複数の男子生徒に対し、わい談をし、アダルト動画を見せ、股間を触るなどの不適切な行為をした。

④同僚教員へのセクシュアル・ハラスメント…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（４２歳）『停職４月』

同僚の女性教諭に対し、複数回にわたり、卑わいな発言を繰り返すなどのセクシュアル・ハラスメントを行い、当該女性教諭に著しい不快感を抱かせた。

⑤営利企業等従事制限違反（検定中教科書の閲覧及び謝礼受領）…１件（３名）

・　市立小学校　男性教諭Ａ（５２歳）『戒告』

・　市立中学校　男性校長Ｂ（５９歳）『戒告』

・　市立小学校　男性校長Ｃ（５９歳）『戒告』

教諭Ａは、平成２２年度に教科書会社から飲食店で食事の提供を受け、検定中の教科書の内容を知らされて意見を述べ、現金を受領した。

校長Ｂは、平成２６年度に教科書会社が開催した会議に出席し、検定中の教科書の内容を知らされて意見を述べ、現金を受領した。また、翌年度の教科書採択において選定委員を務めた。

校長Ｃは、平成２１年度に教科書会社が開催した会議に出席し、検定中の教科書の内容を知らされて意見を述べ、現金を受領した。また、翌年度の教科書採択において調査員を務めた。

教諭Ａ、校長Ｂ及び校長Ｃは、このことにより、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせた。

（２）公金公物関係…１件（１名）

①私費会計の着服…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（４５歳）『懲戒免職』

平成２７年度、自身が顧問を務める部活動の夏季合宿の際、保護者や校長に報告することなく、地方公共団体の補助金の交付を受けたが、精算せず、当該補助金を着服した。

また、同教諭は、同部活動の部員から預かったユニフォーム代等についても過大に徴収し、返金していなかった。

さらに、平成２３年度から平成２７年度までの間、部活動の指導や校外での試合に付き添った実績がないにもかかわらず、教員特殊業務手当等を不正に申請し、受給した。

（３）公務外非行…１件（１名）

①占有離脱物横領…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（２３歳）『減給６月』

他人の自転車を無断で使用して、占有離脱物横領容疑で書類送検された。

３　府教委の取り組み

○　平成２８年７月１５日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、体罰、ハラスメント、わいせつ行為など教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を指示した。

○　平成２８年４月から８月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」及び「小中学校新任校長（教頭）研修」及び「１０年経験者研修」において、不祥事防止に向けて研修を実施し、注意喚起を行った。

■平成28年度　懲戒処分の内訳（校種別）（平成28年4月16日～平成28年8月19日）

（単位：人）

	免職		停職		減給		戒告		合計	
年度	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27
高校	1	1	1		1	3	1	4	4	8
支援学校		2	1	1		2		1	1	6
中学校		2	1	1	1	1	2		4	4
小学校			1			2	2		3	2
合計	1	5	4	2	2	8	5	5	12	20

（単位：人）

	一般服務関係																		公物公金関係						公務外非行関係						交通事故・交通法規違反		管理監督責任、報告義務等懈怠（体罰調査）		合計	
	体罰		入学式・卒業式における不起立		児童生徒への不適切指導・不適切行為		同僚職員へのセクハラ		営利企業等従事制限違反（検定中教科書の閲覧・謝礼受領）		病気休暇の不正取得		職場離脱		校内喫煙の容認及び校内駐車の見過ごし		職務命令違反		私費会計の着服		横領		手当の不正受給		占有離脱物横領		公然わいせつ		痴漢		酒気帯び運転					
年度	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27
高校		2	1	1	1	1										1		1	1			1		1	1										4	8
支援学校		2		1			1					1		1														1							1	6
中学校	2	1							1																					2		1	1		4	4
小学校		2			1				2																										3	2
合計	2	7	1	2	2	1	1	0	3	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	2	0	1	1	0	12	20

■行為態様別懲戒処分件数比較（平成28年4月16日～平成28年8月19日）

（単位：人）

種別		免職		停職		減給		戒告		合計	
年度		H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27
一般服務関係	体罰			1		1	7			2	7
	入学式・卒業式における不起立							1	2	1	2
	児童生徒への不適切指導・不適切行為			2					1	2	1
	同僚職員へのセクハラ			1						1	0
	営利企業等従事制限違反（検定中教科書の閲覧・謝礼受領）							3		3	0
	病気休暇の不正取得		1							0	1
	職場離脱				1					0	1
	校内喫煙の容認及び校内駐車の見過ごし						1			0	1
	職務命令違反								1	0	1
	体罰調査懈怠							1		1	0
公金公物関係	私費会計の着服	1								1	0
	横領		1							0	1
	手当の不正受給								1	0	1
公務外非行関係	占有離脱物横領					1				1	0
	公然わいせつ		1							0	1
	痴漢		1		1					0	2
交通事故・交通法規違反	酒気帯び運転		1							0	1
合計		1	5	4	2	2	8	5	5	12	20

参考